

I. 滞在者の安全の確保に関する基本的な方針

I-1. 都市再生安全確保計画の意義・目標

■意義

- 東日本大震災における首都圏の帰宅困難者等による混乱は記憶に新しいところ。
- 企業が集積し、休日には来訪者でにぎわうコスモスクエア地区においても、地震や津波等の大規模災害に対して、公民連携により滞在者（従業員、来訪者等）の人的被害や地域の混乱を抑えるとともに、企業の事業継続を確保するための、地域としての備えが必要となっている。

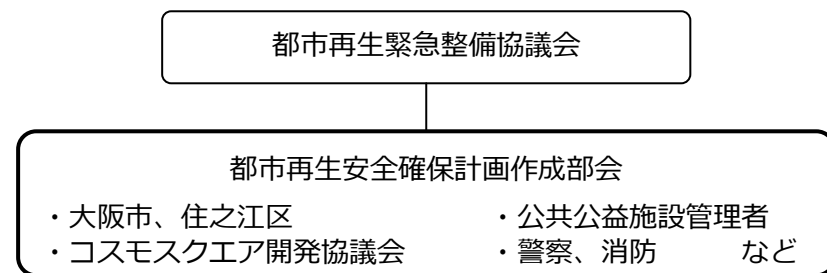
■目標

- 行政の支援や交通機能の復旧まで地域で耐えるよう、「人的被害の抑制」「立地企業の事業継続の確保」「災害対応体制の整備」を目標とし、災害に強い安全・安心なまちとして、まちの価値の向上、都市の国際競争力の強化にもつなげることを目指す。
- 当地区で想定される被害に対応した対策（一時滞在場所の確保や地域における協力体制の構築など）、取り組みやすい対策から始め、定期的に検証・見直しを行い、充実させていく。

大目標	中目標	小目標
人的被害の抑制	建物からの安全な退避	退避経路の確保 など
	一時滞在場所の確保	一時滞在場所の確保 食料、飲料等の備蓄、配布 など
立地企業の事業継続の確保	ライフライン途絶への備え	非常用電源の確保 地域内の情報通信手段の確保 など
災害対応体制の整備	災害活動体制の整備	関係機関、市・区との協力体制構築 災害対応マニュアルの整備 など
	人材育成の仕組み	防災訓練の実施 など

I-2. 都市再生安全確保計画の作成および実施の体制

- 作成主体は、都市再生緊急整備協議会（国、府・市、民間事業者等）
- 実際に都市再生安全確保計画を作成するのは、法定協議会の下部組織として設ける部会（コスモスクエア開発協議会（地区内の地権者等からなる 35 団体）が母体）
- 防災（事前）活動組織、応急活動組織の体制づくりを目指す。



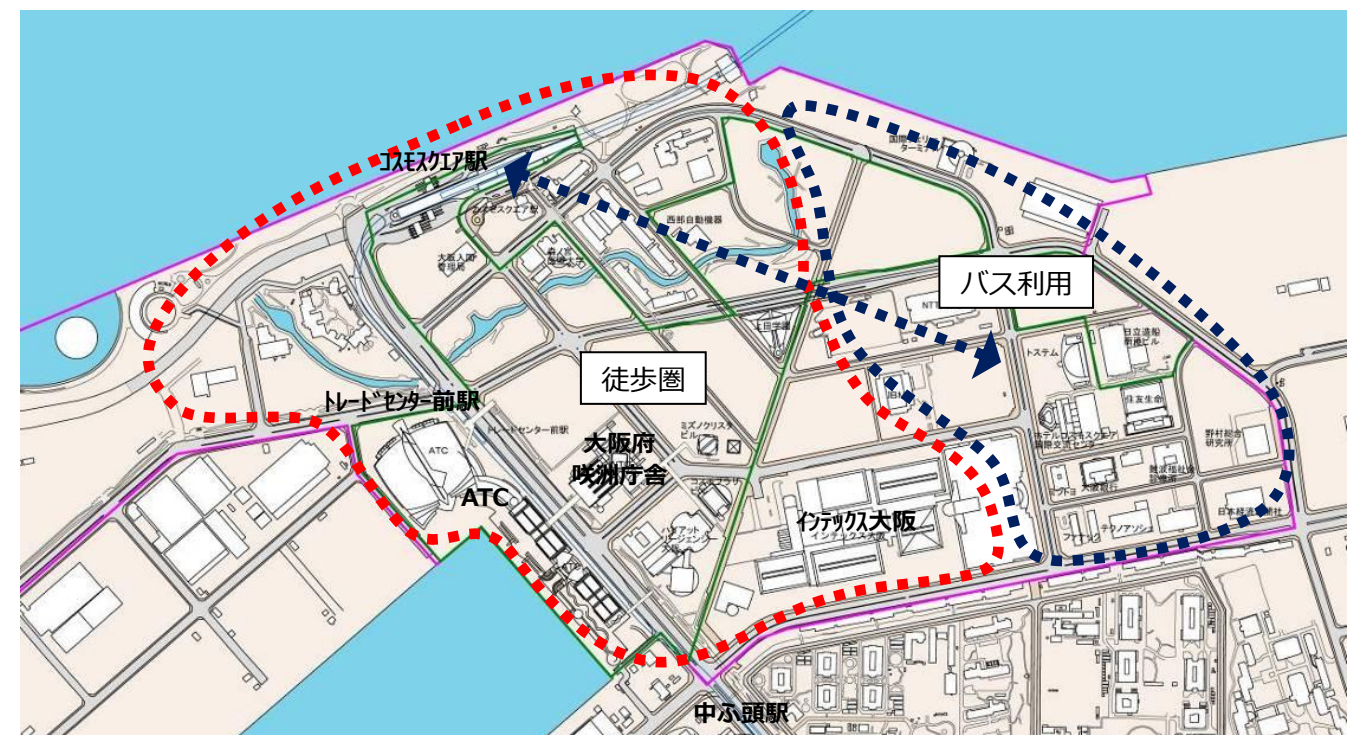
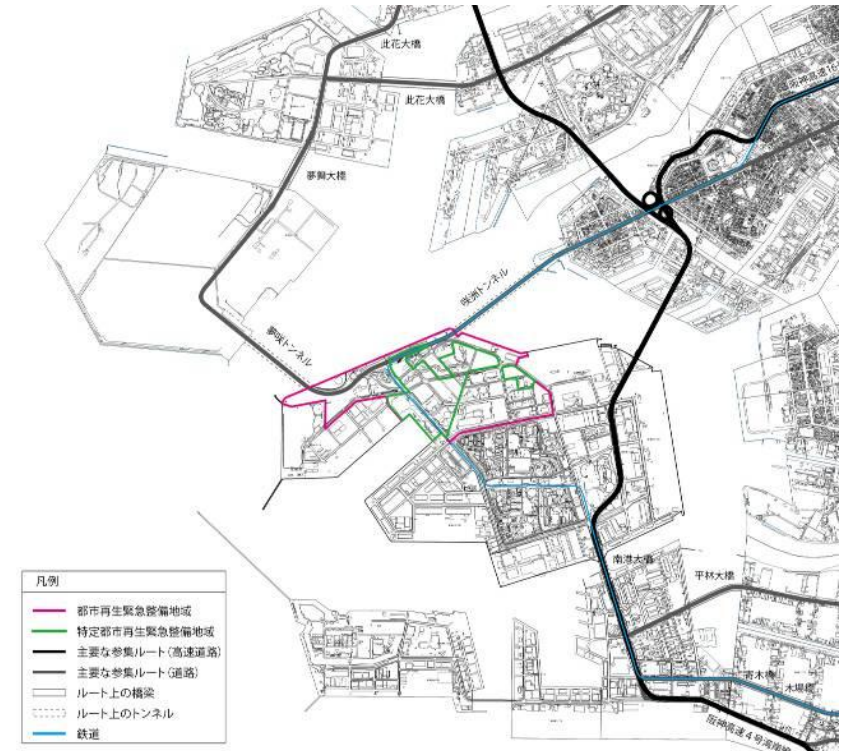
都市再生安全確保計画作成部会の構成図

I-3. 地域における被害の検討

■対象地域の状況

○特性

- 都市再生緊急整備地域 154ha（特定 53ha）
- 埋立地であり、内陸部からのアクセスは地下鉄・ニュートラム、道路とも橋梁又はトンネルを経由する。
- 精密機械や情報通信関連等の企業、多様なコンベンション施設が集積しており、地権者からなる開発協議会が組成されている。
- 大阪府、大阪市の行政機関が立地している。
- 平日/休日、イベント開催の有/無により、地域内の滞在人口の差が大きい。

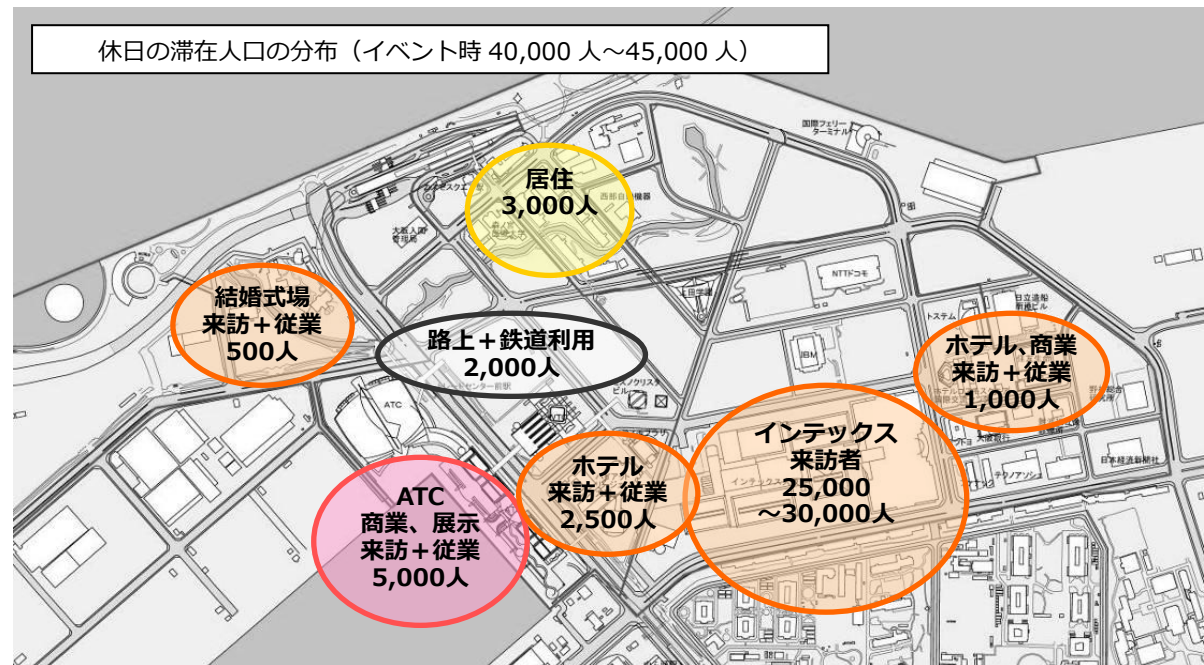
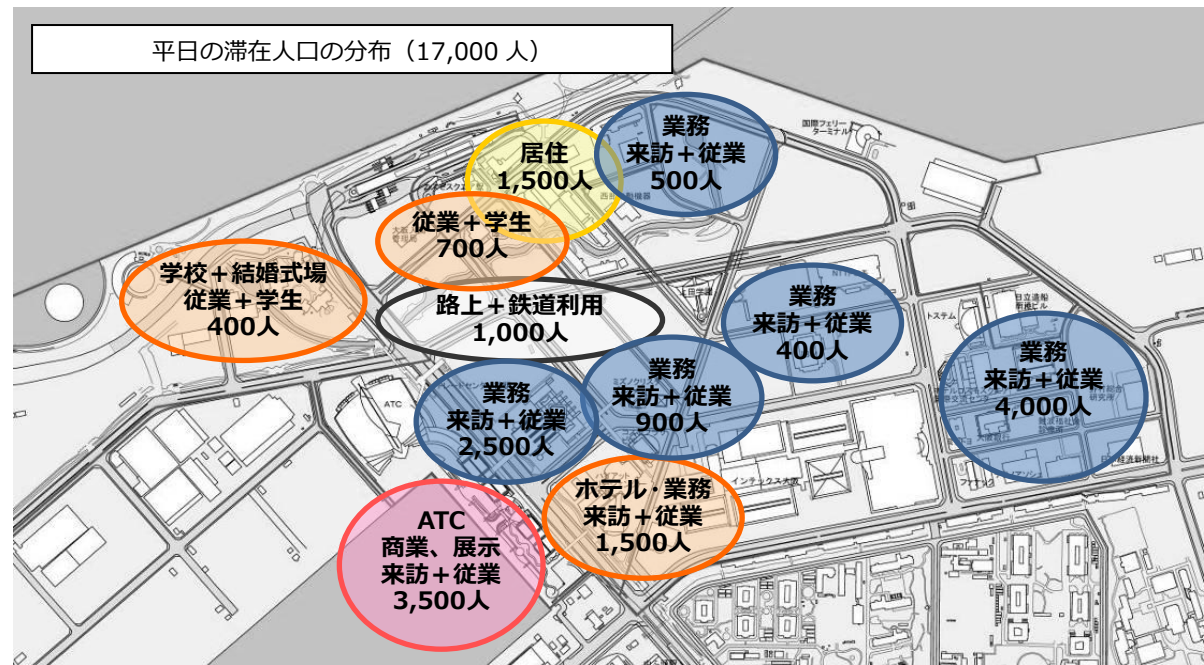


○瞬間滞在人口の推計（検討中）

H22 近畿圏パーソントリップ調査データ、駅乗降客数、従業員数、ATC 来館者データ、インテックス大阪来場者数、交通量調査による推計

- ・平日 14 時台：約 17,000 人（施設内（主に事務所系）16,000 人、屋外移動中 1,000 人）
- ・休日 14 時台：約 28,000 人（施設内（主に商業系）26,000 人、屋外移動中 1,500 人）
- ・休日イベント時*：約 45,000 人（施設内（主に商業系）43,000 人、屋外移動中 2,000 人）

*大阪モーターショー（4 日間の来場者数 307,860 人）開催日の実績等より推計



■想定する被害のシナリオ等

○想定する災害

- ・「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（H19.3）」「大阪市地域防災計画<震災対策編>（H24.7）」における住之江区の想定を参考とする。また、内閣府が H24.8 に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定（大阪府・大阪市による詳細な被害想定は検討中）も対象とする。
- ・発災時間帯は、インテックス大阪においてイベントが開催されている平日・休日の午後（滞在人口の最も多い時間帯）とする。

シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3
上町断層帯地震（直下型）	東南海・南海地震（海溝型）	南海トラフ巨大地震（海溝型）
・発生確率* 2~3%	・発生確率* 70%・60%	・発生確率（頻度は極めて低い）
・震度 5 強~6 弱	・震度 5 弱~6 弱 ・長周期地震動	・震度 6 弱 ・長周期地震動
・ライフライン被害（住之江区） 停電率：55.8% ガス停止率：80.5%（市域） 通信不通率：13.5% 断水率：83.5%（市域） 下水被害率：- %	・ライフライン被害（住之江区） 停電率：0.6% ガス停止率：0.0%（市域） 通信不通率：0.0% 断水率：10.5%（市域） 下水被害率：- % ・津波 OP+3.5~4.3m 到達時間 120 分	・ライフライン被害（住之江区） 停電率：- % ガス停止率：- % 通信不通率：- % 断水率：- % 下水被害率：- % ・大阪府が津波高さ、浸水域を検討中 （H24.8 内閣府公表） 津波 OP+5.4~6.3m 到達時間 110 分

*今後 30 年以内に発生する確率

○想定する被害

（建物等の被害）

- ・地区内建築物は新耐震基準の建物であるため、基本的に建物の倒壊はないと想定する。（長周期地震動除く）
- ・人的被害は、転倒や落下物による負傷者が発生すると想定する。（建物倒壊による被害なし）

（ライフラインの被害）

電気	地区内の主要管路は耐震性が高く信頼ができるが、供給元の点検などが必要になるため、安全性が確認できるまでは一時的に供給が停止すると想定する。
ガス	地区内の主要管路は耐震性が高く信頼ができる。但し、SI 値が 60 カイン（概ね震度 6 弱）以上となれば、低圧ガス供給は停止すると想定する。
通信	輻輳によるつながりにくくなると想定する。
上水	咲洲地区内に配水場があり、配水場施設及び管路は耐震性が高いため、供給は継続すると想定する。
下水	当該エリア内の施設は一部で耐震化が完了していないため、部分的な破損の可能性がある。しかし、地区内の下水幹線管路等を使用し一時的に管内に貯留することは可能であるため、一定量（期間）までであれば建物からの排水は可能と想定する。

（交通網の被害）

- ・鉄道は、構造物の大規模な破損は見込まれないが、安全確認ができるまでは運行を停止すると想定する。
- ・デッキは、倒壊は想定しにくいですが、安全性が確認できるまでは通行は危険であると想定する。
- ・道路は、トンネル・橋梁ともに構造物の小規模な破損（軽易な補修が必要）は想定内であるため、一時的に不通となることを想定する。

（津波による被害）

- ・東南海・南海地震に対しては影響はない。
- ・南海トラフ巨大地震では、内閣府公表資料（H24.8）では、津波高の最大値が OP+5.4~6.3mであるが、地盤高さ比べて被害は限定的であると想定される。

○災害時の物資の供給の流れ（大阪市地域防災計画による）

（備蓄体制）

- ・住之江区役所を区備蓄拠点とし、収容避難所（咲洲内は6ヶ所）にも備蓄を行うとともに、市内を6ブロックに分け、ブロックごとに備蓄拠点を設置し、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立。

中枢備蓄拠点（阿倍野）→地区備蓄拠点（市内6ヶ所）→区備蓄拠点（各区役所）→収容避難所

（食料供給）

- ・供給場所は原則として収容避難所。
- ・備蓄食料が不足する場合は区本部が調達要請を行い、基本的に区本部経由で各避難所に輸送される。

（輸送基地及び緊急交通路）

- ・他府県等からの緊急物資輸送対応施設として輸送基地が位置づけられている。
- ・輸送基地、区本部、避難所等を有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき、市本部が緊急交通路を幹線として輸送路ネットワーク路線を指定する。

・咲洲内の輸送基地及び緊急交通路

海上輸送基地：南港地区（A岸壁、夢洲、R1~2岸壁（R岸壁については計画））

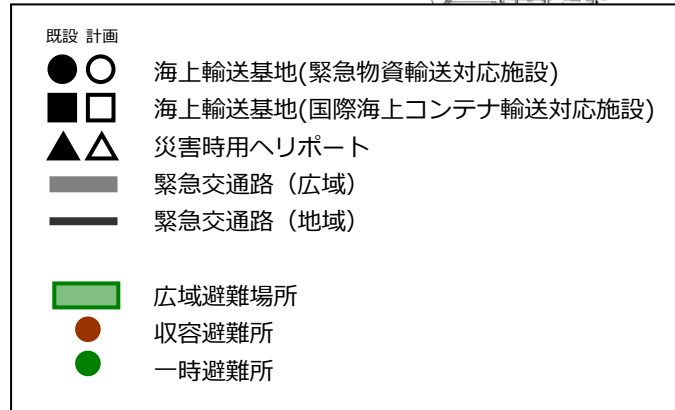
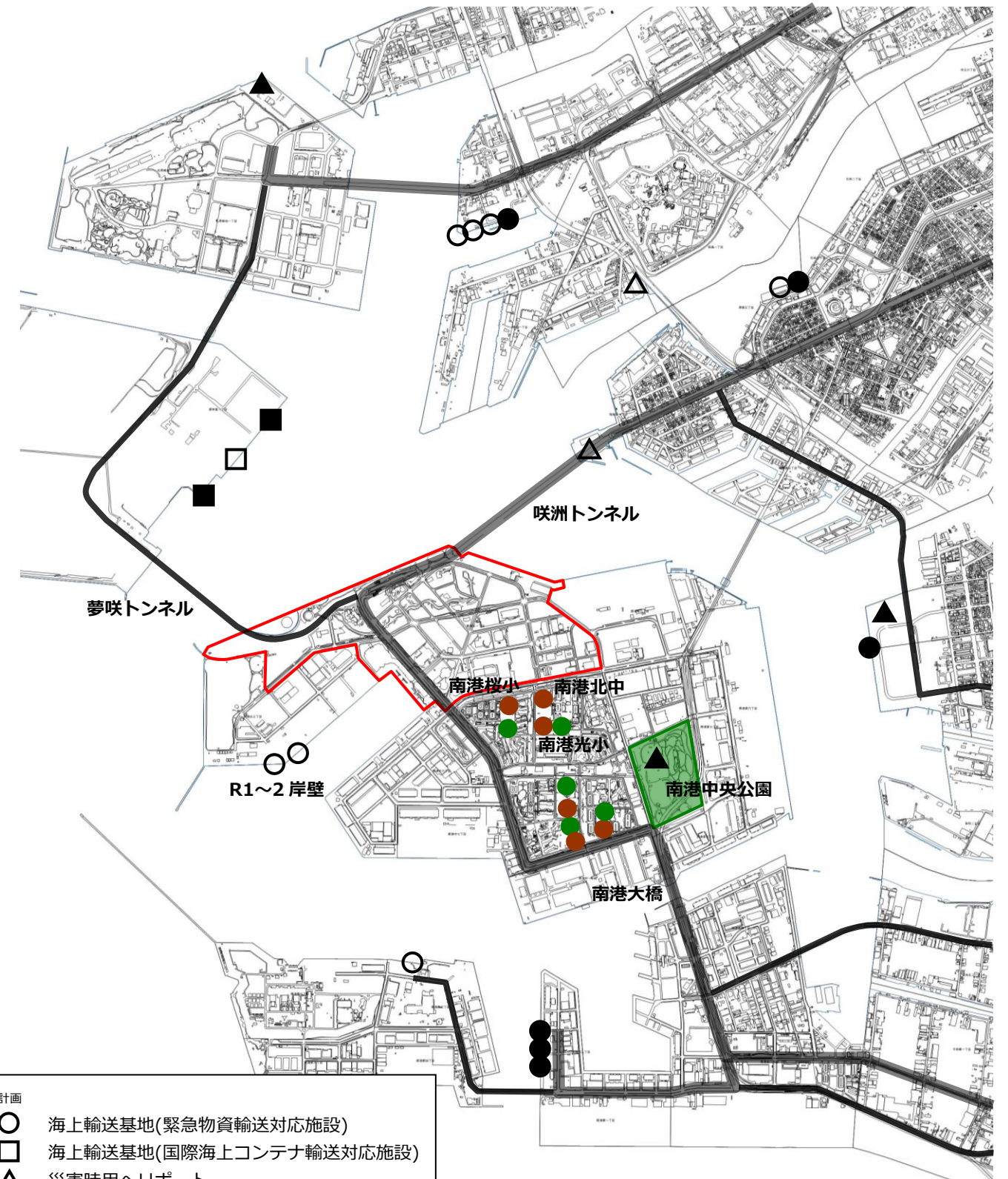
広域緊急交通路：臨港道路（夢咲トンネル・咲洲トンネル~南港大橋）

○避難場所（大阪市地域防災計画による）

- ・広域避難場所：同時多発火災が発生し延焼拡大した場合から生命の安全を確保する火災に対して安全な空間。地震災害時における避難に必要な規模を有し、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施し、災害応急対策活動の拠点としての機能を確保。
- ・収容避難所：地震により住居等を滅失したため継続して救助を要する市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場。
- ・一時避難所：避難を円滑に実施するための、コミュニティ単位における安全な空間。

	避難所名	避難可能人数	収容可能人数
一時避難場所 収容避難所	南港桜小学校	4,400	1,170
	南港北中学校	7,700	1,280
	南港光小学校	3,800	1,170
	南港南中学校	8,800	1,500
	南港渚小学校	4,000	1,190
	南港緑小学校	5,700	970

	避難所名	避難可能人数
一時避難場所	南港花のまち公園	10,000
	南港太陽のまち公園	10,000
	南港公園	26,000
	南港海のまち公園	10,000
	南港緑公園	10,000
	広域避難場所	南港中央公園



■災害時に発生する事象の検証と対策の方向性

○地域として対応すべき課題

一時的な孤立を前提とした対応策

- ①津波からの避難
- ②駅施設への人の集中の抑制（駅施設では雨風をしのげる空間的余裕はない）
避難収容所への人の集中の抑制（すべての人を収容できない）
- ③交通復旧又は支援物資到来までの間（1～3日間）滞在する準備（場所、食料、エネルギー）
- ④地域内での協力（自助、共助）
- ⑤災害情報の受信と被害状況の発信

○発災後の望ましい安全確保シナリオ

<発災直後：一時退避>

・発災直後は、各建物の消防計画に基づき安全な場所に一時退避する。

<2時間以内：津波への対応>

・RC造の建築物などの2F以上に一時避難する。

<1～3時間以降：退避施設における滞在>

・咲洲外への徒歩帰宅が不可能となったエリア内の滞在者（居住者除く）が、建物内に退避する。
・組織に属する従業員等は建物内に留まり、組織に属さない来訪者は訪問先の建物が受入れ可能な場合は従業員等とともに建物内に留まり、受入れ不可の場合はエリア内の退避施設へ移動する。

<2～4時間以降：地区内組織の始動>

・災害対策本部の設置、災害状況の情報収集と被災状況の発信

<2日目～3日目以降>

・地域内の退避施設において、交通機関の復旧（地下鉄、民間バスのピストン輸送など）若しくは支援物資の到来まで滞在する（備蓄物資等でしのぐ）。

○検証結果と対策の方向性（右記以降で詳細を解説）

- ・発災直後の一時退避スペース（屋内及び屋外）は基本的に充足する。
- ・帰宅困難来訪者が留まる退避施設は、受入れ可能な屋内空間の確保が必要。
- ・退避施設までの経路や相互利用が可能な仕組みを含め、退避誘導のルールづくりが必要。
- ・災害に関する情報の受発信について設備面での強化と連絡網の構築が必要
- ・3日分の備蓄物資は不足、地域内での融通やストックの活用等の検討が必要。



■被害想定と退避のシナリオを踏まえた、当面必要な取組み内容

まずは、一日一晩地域で耐えうる体制をつくる

○従業員の一時帰宅の防止と来訪者の受入体制の確立（退避場所の確保）

- ・居住者を除く滞在者が全て帰宅困難者となるため、既存施設において少なくとも一日一晩留まる（最終的目標としては3日間^{*}の滞在に備える）ことができる環境を整える。
- ・原則、建物ごとに滞在者（従業員、来訪者等）を保護する。
※被害の程度によっては交通の復旧に長期間を要するため。
また、阪神淡路大震災をはじめ過去の災害の経験から、外部から救援物資が届くのに約3日間かかるため。

○地域の連絡体制の確立

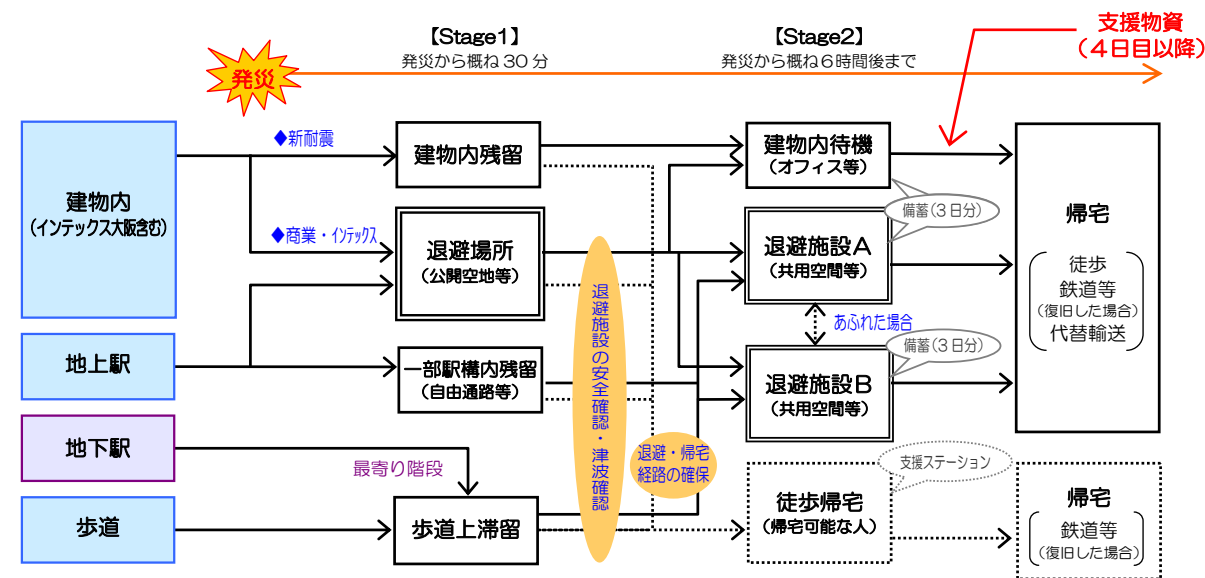
- ・災害発生時に企業間で連携を図ることができるように連絡体制を整える。

○地域の退避誘導等の事前のルール確立

- ・災害時の行動、情報共有、行政との情報収集・被害状況発信のルール、滞在者の退避誘導ルール等を事前に準備し、訓練等を実施する。

○災害情報の収集手段

- ・テレビ、ラジオ、新聞、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット、メール等
- ・大阪府による防災ポータルサイト「おおさか防災ネット」では以下の情報を集約
気象庁による地震津波情報
自治体による避難勧告・指示、被災状況・対策状況
各事業者が提供する交通情報、道路情報、ライフライン情報へのリンク
その他、各種防災情報



発災時の退避シナリオ

○一時退避スペースに係る検証 （※一時退避場所は図上にて想定・面積計測）

＜検証の前提＞

- ・ATCは、館内の安全確認のため、在館者を2Fのホールに一時退避させる。
- ・インテックス大阪は、館内の安全確認（展示の整理等）のため、在館者を屋外3ヶ所の一時避難場所（スカイプラザ、屋外展示場、西ゲート前広場）等へ一時退避させる。
- ・その他、企業については、建物内に留まる若しくは周辺の屋外空間に一時退避する。

＜検証結果＞

⇒ 一時退避場所の滞在密度を、地域防災計画における一時避難所の基準 1 人/m²とすると、平日・休日ともに一時退避者に対するスペースは充足する。

【平日】最大必要面積：17,000 m² < 98,700 m²（屋外の空地）

【休日】最大必要面積：45,000 m² < 98,700 m²（屋外の空地）

⇒ オフィス等は建物内に留まるため問題はない。（屋外の空地も十分に確保されている）

○退避施設（一時滞在施設）に係る検証 （※屋内空間は図上又はHP資料等より想定・面積計測）

＜検証の前提＞

- ・組織に属する従業員等はオフィス等の建物内で一時滞在する。
- ・ホテル利用者はホテル内で一時滞在する。
- ・組織に属さない来訪者は、訪問先の建物又はエリア内のATC及びインテックス大阪に一時滞在する。
- ・大阪府咲洲庁舎については、長周期地震動の検討を踏まえて位置づける。

＜検証結果と対策の方向性＞

⇒ 地区全体で確保すべき退避施設の面積は、地域防災計画における収容避難所の基準 1.6 m²/人（有効面積）から、以下の通りとなる。

		平日	休日	退避施設
従業員 + 来訪者 + 居住者	帰宅困難者数	17,000 人	45,000 人	業務系 270,000 m ² ※
	必要面積	27,200 m ²	72,000 m ²	
うち来訪者	帰宅困難者数	2,500 人	40,000 人	集客系 (ホテル除く) 105,000 m ²
	必要面積	4,000 m ²	64,000 m ²	
ホテル利用除く	帰宅困難者数	2,000 人	38,500 人	
	必要面積	3,200 m ²	61,600 m ²	

※対象地域全体の従業員約 14,500 人の建物内での一時滞在に必要な面積は 23,200 m²
業務系の延床面積約 550,000 m²のうち滞在利用可能な面積は、レンタル比 70%・オフィス余白率 70%として約 270,000 m²

- ⇒ ATCの共用部や会議室・ホール、インテックス大阪の展示場等、受入れの可能性があると考えられる屋内空間の面積を合計すると、約 105,000 m²であり将来開発にも十分対応可能である。
- ⇒ 駅施設とインテックス大阪、ATCへのルート退避経路として位置づけるとともに、インテックス大阪のイベント時はすべての展示場を利用できない可能性があるため、インテックス大阪からATCへの退避経路について検証する必要がある。

（展示場の50%しか退避施設として利用できない場合）

受入れ可能人数：70,500 m² × 50% ÷ 1.6 ≒ 22,000 人 → 8,000 人程度が ATC を利用
8,000 人 ÷ 60 分 ÷ 60 人/m²・分（水準 C）= 2.2m → 退避経路の有効幅員は約 3m以上必要

○帰宅困難者支援、事業継続活動に必要な防災備蓄物資に係る検証

＜検証の前提＞

- ・組織に属さない来訪者は、訪問先の建物又はエリア内の退避施設に一時滞在し、飲料水・食料等の備蓄物資の配給を受ける。

＜検証結果と対策の方向性＞

⇒ エリア内の企業等へのアンケート結果より、従業員等に対しては3日分の備蓄が概ね行われているが、来訪者に対する備蓄はほとんど行われていない。

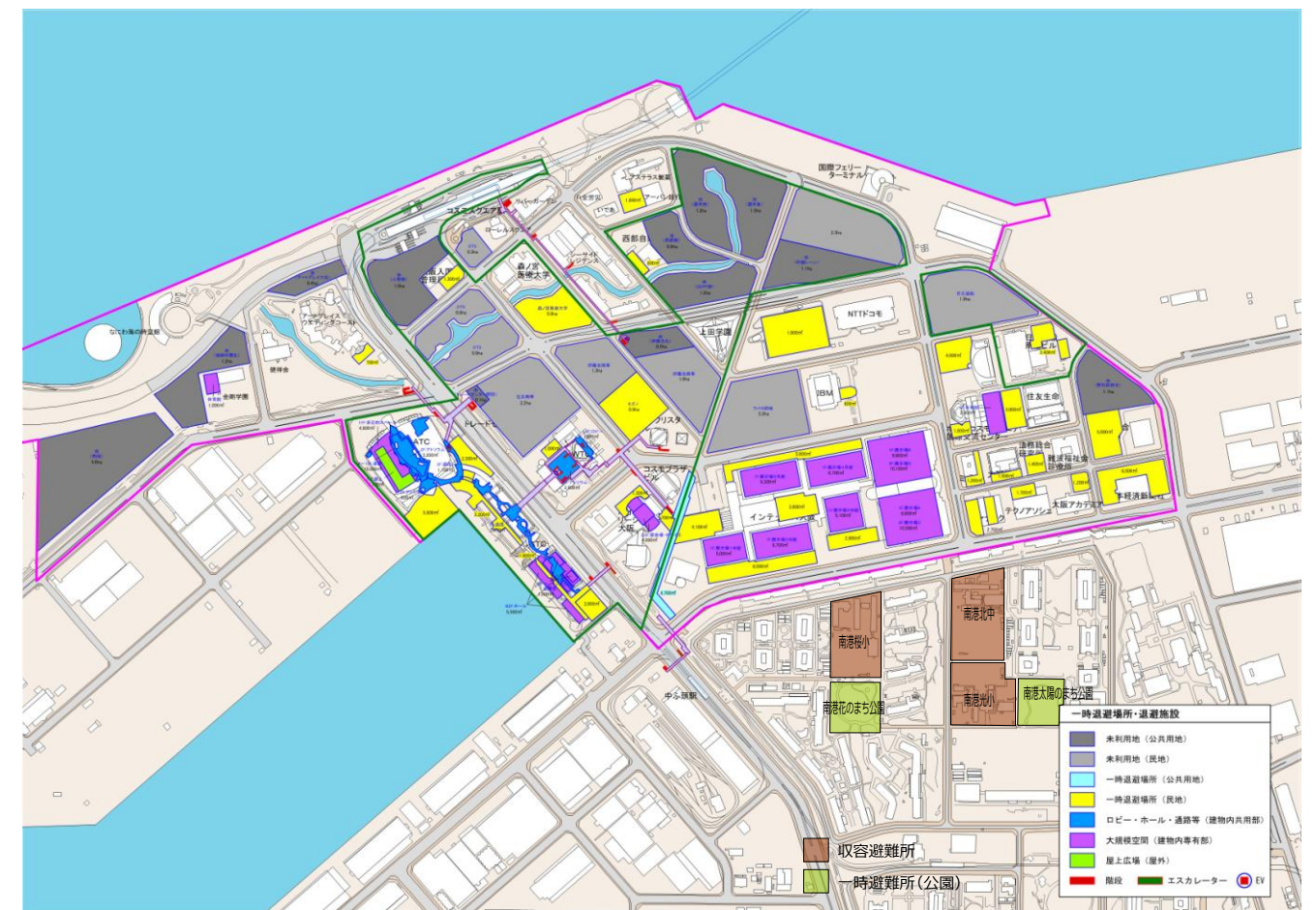
⇒ 各企業等において従業員等の3日間の滞在に備えた備蓄を進めるとともに、帰宅困難来訪者を受入れる退避施設において物資を提供するための、備蓄物資の融通や既存ストックの活用等について検討する必要がある。

（帰宅困難来訪者の対策案）

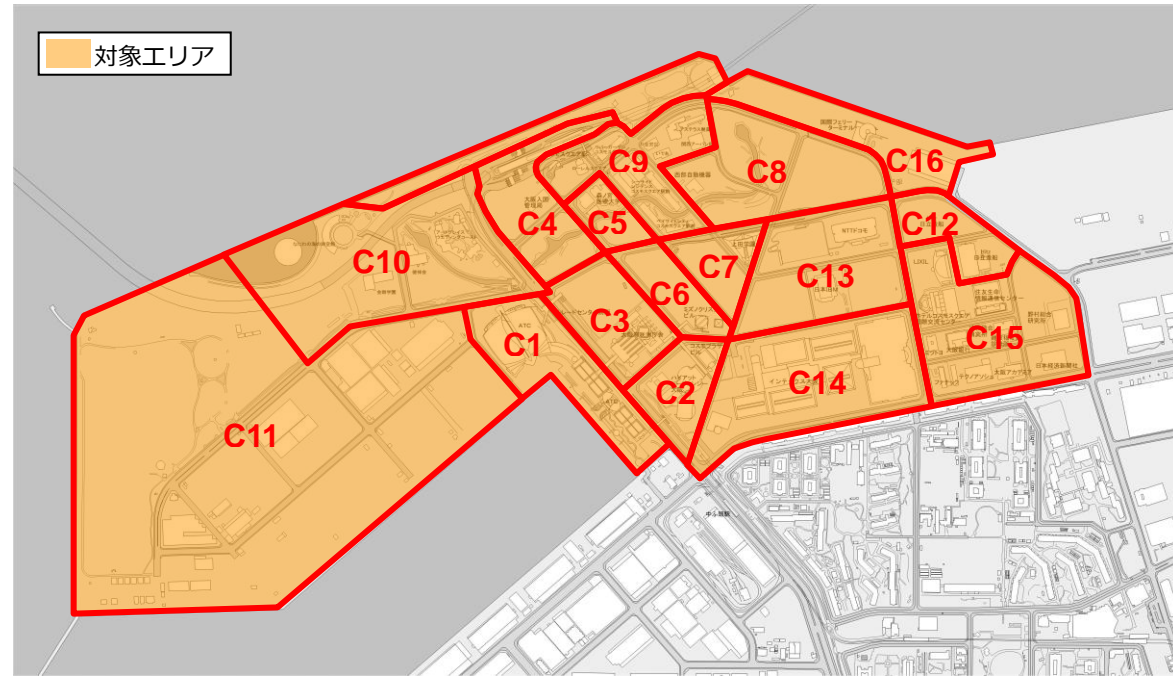
1日程度は地区内のストック（飲食店やコンビニの食料）で対応

2日目以降は備蓄物資を使用

【休日】必要な食料：40,000 人 × 3 食 × 2 日 = 240,000 食
 必要な飲料水：40,000 人 × 3L × 2 日 = 240,000L → 240 t
 必要な備蓄倉庫：40,000 人 × 6 食 × 0.0027 m³/食 = 650 m³



対象地域における一時退避場所及び退避施設（想定）



II. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

II-1. 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法的に位置付けるものの考え方）

■ 退避経路

・ 駅と大規模集客施設を結ぶ経路などを中心に検討

■ 退避施設（一時滞在施設）

・ 行き場のない帰宅困難来訪者が1晩以上留まることができる屋内の空間を退避施設として検討。

（■ 備蓄倉庫）

・ 各建物において、従業員用に加え、帰宅困難来訪者のためのプラスアルファの備蓄を検討

（■ 情報提供機器）

・ 退避施設において、交通情報や災害情報を提供する映像機器の整備を検討する。

II-2. その他の事業

■ 代替交通手段の確保

・ 鉄道の復旧に長期間を要する場合に備え、咲洲から内陸部への代替交通手段の確保を検討

平日

検討ブロック	滞在人口 合計	一時退避場所の検証				退避施設の検証			
		一時退避者	一時退避場所(m ²)	過不足面積(m ²)		帰宅困難者 (100.0%)	必要面積 (1.6m ² /人)	退避施設 (m ²)	過不足面積
				(1人/m ²)	(2人/m ²)				
C1	3,720	3,720	15,600	11,880	13,740	3,720	5,952	34,550	28,598
C2	1,594	94	2,000	1,906	1,953	94	151	0	-151
C3	2,657	157	1,000	843	921	157	252	0	-252
C4	0	0	1,300	1,300	1,300	0	0	0	0
C5	744	44	8,000	7,956	7,978	44	70	0	-70
C6	957	57	9,000	8,943	8,972	57	91	0	-91
C7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C8	531	31	800	769	784	31	50	0	-50
C9	1,594	94	1,800	1,706	1,753	94	151	0	-151
C10	425	325	700	375	537	325	520	0	-520
C11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C12	1,063	63	2,400	2,337	2,369	63	101	0	-101
C13	425	25	1,600	1,575	1,587	25	40	0	-40
C14	0	0	26,300	26,300	26,300	0	0	70,500	70,500
C15	3,189	189	28,200	28,011	28,106	189	302	0	-302
計	16,900	4,800	98,700	93,900	96,300	4,800	7,680	105,050	97,370

休日

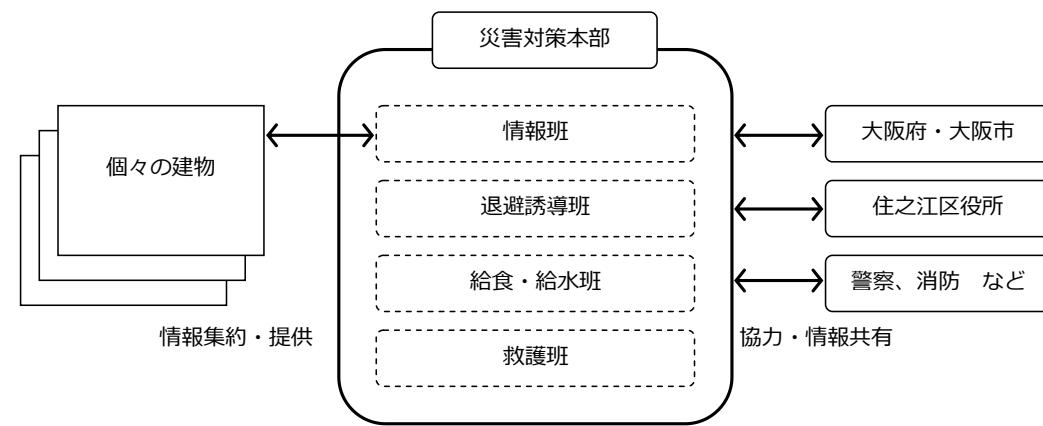
検討ブロック	滞在人口 合計	一時退避場所の検証				退避施設の検証			
		一時退避者	一時退避場所(m ²)	過不足面積(m ²)		帰宅困難者 (100.0%)	必要面積 (1.6m ² /人)	退避施設 (m ²)	過不足面積
				(1人/m ²)	(2人/m ²)				
C1	5,238	5,238	15,600	10,362	12,981	5,238	8,381	34,550	26,169
C2	2,619	119	2,000	1,881	1,940	119	190	0	-190
C3	0	0	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0
C4	0	0	1,300	1,300	1,300	0	0	0	0
C5	0	0	8,000	8,000	8,000	0	0	0	0
C6	0	0	9,000	9,000	9,000	0	0	0	0
C7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C8	0	0	800	800	800	0	0	0	0
C9	3,143	143	1,800	1,657	1,729	143	229	0	-229
C10	524	524	700	176	438	524	838	0	-838
C11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C12	0	0	2,400	2,400	2,400	0	0	0	0
C13	0	0	1,600	1,600	1,600	0	0	0	0
C14	31,429	31,429	26,300	-5,129	10,586	31,429	50,286	70,500	20,214
C15	1,048	48	28,200	28,152	28,176	48	76	0	-76
計	44,000	37,500	98,700	61,200	79,950	37,500	60,000	105,050	45,050

一時退避及び退避に係る検証結果（最大滞留時）

Ⅲ. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

Ⅲ-1. 事務の実施体制

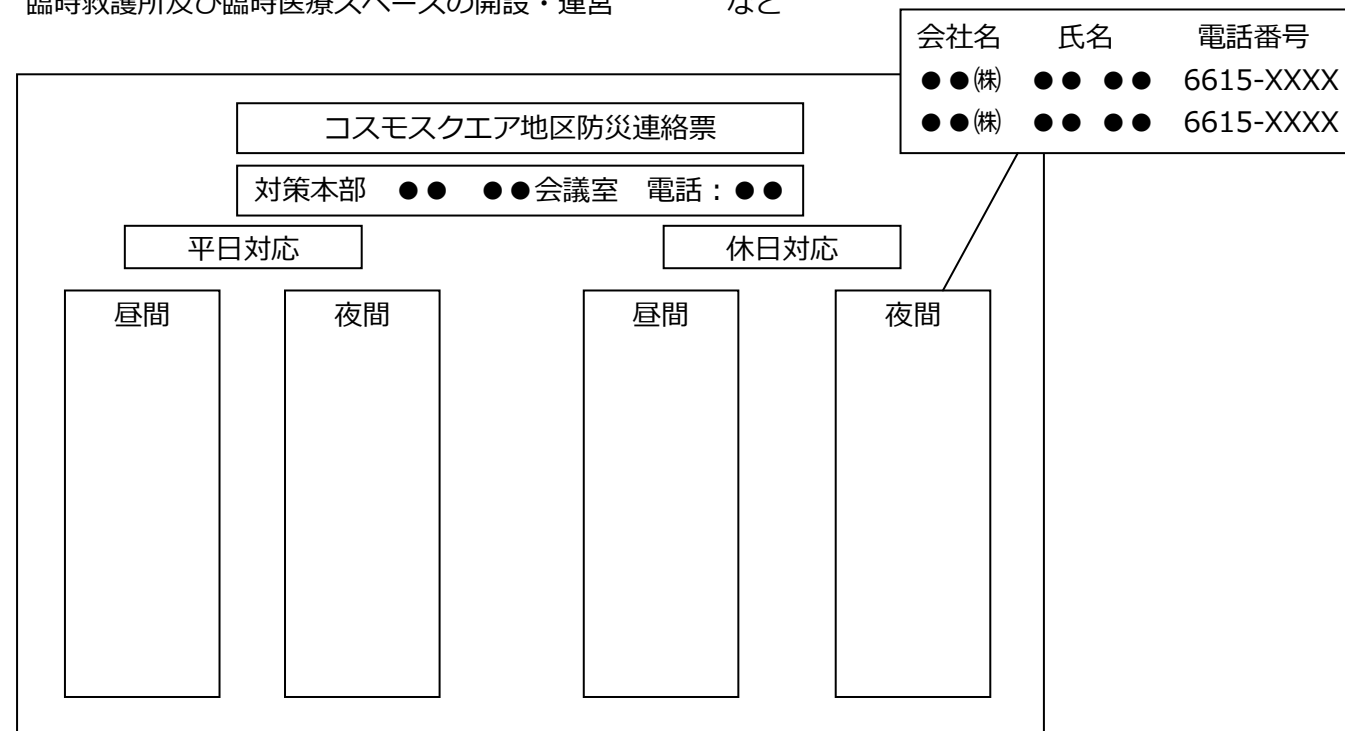
- ・災害発生から都市機能回復までの応急対応活動を地域で担う組織（応急活動組織）の構築を目指す。
- ・まずは、各建物の被災状況や在館者の安否確認、帰宅困難者の受入れ状況等の情報を集約し、行政側へ発信するとともに、エリアに関する被害情報・交通情報を収集し、各建物に提供できる体制づくり（災害対策本部 情報班）を構築する。
- ・後々、応急活動組織は、災害対策本部とその下で実際の事務を担う各班で構成する。



災害発生時の応急活動組織（将来イメージ）

Ⅲ-2. 災害時に実施する事務の内容

- 1 災害対策本部の設置
- 2 一時退避場所への退避誘導
- 3 退避施設（一時滞在施設）への誘導
- 4 臨時救護所及び臨時医療スペースの開設・運営 など



Ⅳ. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

Ⅳ-1. 平常時における事前対策

■ 情報収集・提供に係る事前対策

- ⇒ エリア内の情報を共有するための連絡体制を構築し、マニュアルとして整備する。
- ・各建物管理者、駅施設管理者等は、災害時の連絡の窓口となる担当者を決め、連絡先一覧を作成するとともに、情報共有のための手順をマニュアルとして整備する。
- ・災害時に情報収集・提供等を行う事務局（＝災害対策本部）を（ATC 内）会議室に設置する。事務局は、◎◎が行う。
- ・各建物管理者等の連絡窓口担当者は、各建物の被災状況や在館者の安否確認、帰宅困難者の受入れ状況等の情報をまとめ、事務局に連絡する。連絡する情報の内容や形式等は予め決めておく。
- ・連絡はメールで行うこととするが、輻輳を含め通信網が途絶している場合は、ATC 会議室に直接出向き、情報を伝達する。
- ・これらの情報を集約して大阪市、区役所、警察、消防等の関係各機関に伝える。
- ・救護班は、救護施設を開設し、可能な範囲で地区内のけが人の収容及び救護を行い、必要に応じて、退避施設にも救護に向かう。
- ・エリア内の被害情報・交通情報を関係各機関から収集し、各建物管理者等へ提供・共有する。
(鉄道の復旧情報：トレードセンター前駅から情報を入手)
(道路・港湾施設の復旧情報：港湾局（ATC10 階）から情報を入手)
- ・バス運転手は、乗員を ATC へ運ぶとともに ATC 内の本部へ参集し、会社と連絡が取れない場合は、本部や行政と協力してピストン輸送を行う。
- ⇒ エリア内の情報を共有するためのシステム構築、連絡手段の多重化・多様化を検討する。
- ・情報共有を容易にするための専用 WEB サイト、災害情報掲示板等の構築を検討する。
- ・事務局へは衛星電話や防災行政無線の配備を検討する。

■ 退避に係る事前対策

- ⇒ 一時退避場所等を適切に維持管理するとともに、退避誘導のルールを地域（建物所有者、駅、バス会社）で共有する。
- (一時退避の基本ルール)
- ・各建物の消防計画に基づき行動する。
- (退避誘導の基本ルール)
- ・従業員は当該建物内に留まる。
- ・建物内の来訪者は当該建物に収容する。
- ・路上の歩行者、鉄道利用者及びバス利用者は、基本的には、目的地の建築物に退避する。
- (その他)
- ・建物の安全が確認できるまでの間、在館者を建物外に一時退避させる可能性がある場合は、建物敷地内に公開空地等の退避スペースを確保するとともに、当該空地を適切に維持管理する。
- ・建物からの退避者を建物敷地内だけで収容できない場合、2 次的な一時退避場所とそこに至る退避経路について、関係者と協議のうえ事前に決めるとともに、従業員や来訪者等への周知を行う。
- ・一時退避場所や退避施設への誘導手順等をまとめた退避誘導マニュアルを整備する。

■ 退避施設（一時滞在施設）に係る事前対策

- ⇒ 企業等における施設内待機に必要な備えをする。
- ・従業員等が安心して建物内に留まれるよう、日頃から家具類の転倒防止対策等に努め、家族等との安否確認手段、災害情報等の提供手段を確保しておく。
 - ・商談等での来訪者に対しても従業員等に準じた対応が可能となるよう、エントランスホール等建物内の待機場所を予め定めておく。
- ⇒ 大規模集客施設等における退避施設の運用マニュアルを整備する。
- ・ホール等の大規模な空間を有する集客施設においては、利用者保護の観点から退避施設としての位置づけを検討する。
 - ・イベント開催の有無や内容によって建物内保護ができない場合が想定されるため、退避施設としての利用を大規模集客施設間で融通する。
 - ・退避施設に関する、平常時の運営準備（体制・環境整備）、発災時の運営（開設判断、受入れ）、行政の支援策等をまとめたマニュアルを整備する。

■ 備蓄に係る事前対策

- ⇒ 各建物において3日分の備蓄に努める。
- ・各建物管理者等は、従業員等と商談等による来訪者のため3日分の食料・飲料水等の備蓄に努める。来訪者に対しては、当面1日分の対応を目標とする。

■ 臨時救護所及び臨時医療スペースに係る事前対策

- ⇒ 救護を行う場所を地域で共有する。

IV-2. 平常時の訓練等**■ 災害対応訓練の実施**

- ⇒ 災害対応訓練を年1回程度実施する。
- ・対策本部の開設、情報収集と情報共有
 - ・退避施設の開設、退避誘導、備蓄物資の配布 等

■ 人材育成・教育

- ⇒ 防災意識の啓発・高揚を図り、安全で安心なまちを維持するためのプログラムを検討・実施する。
- ・災害図上訓練、広報活動、企業間で連携した活動
 - ・区役所による防災出前講座（講演、体験プログラム）の活用 等

IV-3. 都市再生安全確保計画の運営ルール**■ PDCA サイクルのルール**

- ⇒ 年1回の防災訓練等を通じ、本計画の問題点を洗い出し、計画内容のブラッシュアップを図る。

■ 費用負担ルール

- ⇒ 施設の整備・管理、事務の実施等のために必要がある場合は、関係者は協議して費用負担のルールを今後定める。

V. その他防災性の向上のために必要な事項

エリアとして取り組む機能の自立性確立対策 など
（電源、燃料、通信、水等、ライフライン事業者等と協働）